

特養 新料金表 令和1年10月1日より

《多床室》(令和1年10月1日より) 自己負担額が1割負担の方(1日あたり)

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1 5,668円	要介護度2 6,357円	要介護度3 7,067円	要介護度4 7,757円	要介護度5 8,436円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,101円	5,721円	6,360円	6,981円	7,592円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	567円	636円	707円	776円	844円
4. 居住費及び光熱水費	855円	855円	855円	855円	855円
5. 食費(食材料費及び調理費相当分)	1,392円	1,392円	1,392円	1,392円	1,392円
6. 自己負担額合計(3+4+5)	2,814円	2,883円	2,954円	3,023円	3,091円

《多床室》(令和1年10月1日より) 自己負担額が2割負担の方(1日あたり)

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1 5,668円	要介護度2 6,357円	要介護度3 7,067円	要介護度4 7,757円	要介護度5 8,436円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,534円	5,085円	5,653円	6,205円	6,748円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1,134円	1,272円	1,414円	1,552円	1,688円
4. 居住費及び光熱水費	855円	855円	855円	855円	855円
5. 食費(食材料費及び調理費相当分)	1,392円	1,392円	1,392円	1,392円	1,392円
6. 自己負担額合計(3+4+5)	3,381円	3,519円	3,661円	3,799円	3,935円

なお、保険者（市区町村）への申請により介護保険負担限度額の設定を受けている方は、所得に応じて利用者負担の軽減措置がありますので、実際負担していただく額は、次ページの表のとおりとなります。

利用者負担第1段階（例）生活保護受給者（令和1年10月1日より）

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	5,668 円	6,357 円	7,067 円	7,757 円	8,436 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,101 円	5,721 円	6,360 円	6,981 円	7,592 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	567 円	636 円	707 円	776 円	844 円
4. 居住費及び光熱水費	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
5. 食費（食材料費及び調理費相当分）	300 円				
6. 自己負担額合計（3+4+5）	867 円	936 円	1,007 円	1,076 円	1,144 円

利用者負担第2段階（例）年金80万円以下の方（令和1年10月1日より）

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	5,668 円	6,357 円	7,067 円	7,757 円	8,436 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,101 円	5,721 円	6,360 円	6,981 円	7,592 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	567 円	636 円	707 円	776 円	844 円
4. 居住費及び光熱水費	370 円				
5. 食費（食材料費及び調理費相当分）	390 円				
6. 自己負担額合計（3+4+5）	1,327 円	1,396 円	1,467 円	1,536 円	1,604 円

利用者負担第3段階（例）年金80万円超266万円以下の方（令和1年10月1日より）

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 5,668円	要介護度 2 6,357円	要介護度 3 7,067円	要介護度 4 7,757円	要介護度 5 8,436円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,101円	5,721円	6,360円	6,981円	7,592円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	567円	636円	707円	776円	844円
4. 居住費及び光熱水費	370円	370円	370円	370円	370円
食費（食材料費及び調理費相当分）	650円	650円	650円	650円	650円
6. 自己負担額合計 （3+4+5）	1,587円	1,656円	1,727円	1,796円	1,864円

※上記3. のサービス利用に係る自己負担額については、ご自身の収入等の金額により、ご利用者の自己負担が3割となる方もあります。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆一泊外泊について（契約書第23条参照）には外泊期間中、全食とらない日数分の食費は利用料金から差引きます。（1日あたり1,392円）

☆ご契約者に介護保険料の未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。

☆初期加算として、新規入所された場合もしくは30日を超えて入院した後に施設へ戻られた場合には、最初の30日間分については、初期加算分として1日あたり31円をご負担して頂くことになります。また、退所前後の指導や、退所時の相談援助の場合には、自己負担額の加算があります。

☆栄養マネジメント加算として、栄養管理体制を充実させ、且つ利用者の栄養状態を適切にアセスメントし、その状態に応じて多職種協働により栄養マネジメントが行なわれた場合には上記の表以外に1日あたり約15円をご負担いただくことになります。

☆低栄養リスク改善加算として、低栄養のリスクが高い利用者に対して、多職種が協働し低栄養状態を改善するための計画を作成し、この計画に基づき、定期的に食事の観察を行い、当該利用者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた栄養・食事調整等を行うなど、低栄養リスクの改善に努めた場合1ヶ月あたり305円の加算となります。

☆再入所時栄養連携加算として、利用者が医療機関へ入院し、施設利用時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合であって、施設の管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携し、退院後の栄養管理に関する調整を行った場合1回あたり約406円の加算となります。

- ☆サービス提供体制強化加算として、利用者に直接介護を提供する職員の勤続年数が3年以上の職員を30%以上配置する事により、1日あたり約6円の加算となります。
- ☆看護体制加算Ⅰとして、常勤の看護師を1名以上配置する事により、1日あたり約4円の加算となります。
- ☆看護体制加算Ⅱとして、看護職員を常勤換算法で、施設におくべき看護職員の数に1名を加えた数以上配置している場合及び病院等の看護職員と連携、24時間の連絡体制を確保する事により、1日あたり約9円の加算となります。
- ☆夜勤職員配置加算として、夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準以上の配置を行い、夜勤帯を通じて喀痰吸引等の実施が行える職員を配置した場合、1日あたり約17円の加算となります。
- ☆精神科医師定期的療養指導加算として、認知症である利用者が施設全体の3分の1以上を占める場合、精神科医師の往診により1ヶ月に2回以上の療養指導を行われた場合に、1日あたり約5円の加算となります。
- ☆介護職員処遇改善加算として、介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、届け出を行い、介護職員の賃金の改善に要する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、また職員の資質向上のための研修会を実施した場合、介護職員処遇改善加算として、1日あたり、要介護度に応じて約47円～70円の加算となります。
- ☆介護職員等特定処遇改善加算として、届け出を行い、算定要件による基準を満たした場合、1日あたり、要介護度に応じて約13円～19円の加算となります。
- ☆療養食加算として、治療の手段として医師の発行する食事せんに基づき提供された療養食（糖尿病食、腎臓病食等）に関しては、1日3食を限度として1食あたり、約6円の加算となります。
- ☆個別機能訓練加算として、機能訓練体制を整え、利用者の身体機能等を適切にアセスメントし、多職種協働により個別機能訓練計画を作成、実施した場合は、個別機能訓練加算として1日あたり約13円ご負担していただくこととなります。
- ☆口腔衛生管理体制加算として、歯科医師又は歯科衛生士が介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月あたり約31円の加算となります。
- ☆口腔衛生管理加算として、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が利用者に対して口腔ケアを月2回以上実施した場合は1月あたり約92円の加算となります。
- ☆褥瘡マネジメント加算として、利用者の褥瘡の発生に係るリスクについて、施設入所時に評価すると共に、3月に1回評価を行う事で、1月あたり約10円の加算となります。
- ☆看取り介護加算として、定められた要件を満たし、医療提供体制を整備し、施設内で実際看取った場合に死亡日30日前から4日前に1日あたり約146円、死亡日、前々日及び前日に1日あたり約791円、死亡日に約1,603円の加算となります。

※上記加算金額については、1割負担の計算を行っております。自己負担が2割又は3割負担の方は、それぞれ負担額が増額致します。